

令和元年 1 2 月定例会

議案の概要

(条例、一般議案関係)

1 条例 11件

第220号議案 西九州させぼ広域都市圏ビジョン懇談会条例の一部改正の件

西九州させぼ広域都市圏に係る都市圏ビジョン懇談会の構成自治体及び委員の数を整理するもの

(企画部政策経営課)

第221号議案 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、関係条例の規定を整備するもの

《地方公務員法の改正点》

(1) 特別職の任用の厳格化

特別職の範囲が、専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者に厳格化された。

(2) 臨時的任用の厳格化

その対象が、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化された。

(3) 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

一般職の非常勤職員として会計年度任用職員に関する規定が設けられ、その採用方法や任期等が明確化された。

《会計年度任用職員について》

地方公務員法上「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」を占める職員が会計年度任用職員と定義され、フルタイム及びパートタイムの2つの類型が設けられた。

《主な改正内容》

(1) 佐世保市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

フルタイム会計年度任用職員を報告の対象となる職員に加えるもの

(2) 佐世保市職員の分限の手續及び効果に関する条例

会計年度任用職員の分限による休職期間は、任期の範囲内とするもの

(3) 佐世保市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

パートタイム会計年度任用職員の懲戒による報酬の減給に関する規定を追加するもの

(4) 佐世保市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、規則の定める基準に従い、任命権者が定めるとするもの

(5) 佐世保市職員の育児休業等に関する条例

① 育児休業をしている職員の勤勉手当の支給及び育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について、会計年度任用職員を対象外とするもの

② 部分休業をしている職員の給与の減額について、会計年度任用職員も対象とするもの

(6) 公益的法人等への佐世保市職員の派遣に関する条例

地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を整理するもの

(7) 佐世保市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

補償基礎額にフルタイム会計年度任用職員に係る規定を加えるもの

(8) 佐世保市職員の給与に関する条例

① フルタイム会計年度任用職員

- ・給料及び各種手当を支給する。
- ・給料は、行政職給料表の3級における最高号給の額を超えない範囲で常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して規則で定める。
- ・手当は、常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者には期末手当を支給しない。

② パートタイム会計年度任用職員

- ・報酬、費用弁償（通勤手当相当分）及び期末手当を支給する。
- ・報酬は、基本となる報酬（フルタイム会計年度任用職員の給料に相当）と割増報酬（通勤手当及び期末手当を除いた各種手当相当分）とし、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。
- ・期末手当の支給については、フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める。

(9) 佐世保市職員退職手当支給条例

① フルタイム会計年度任用職員が12月を超えて勤務した場合は、退職手当を支給するもの

② 当分の間、フルタイムの会計年度任用職員が6月を超えて勤務した場合は、退職手当の額の100分の50を支給するもの

(10) 佐世保市旅費条例

会計年度任用職員制度の導入に伴い、文言整理を行うもの

第222号議案 佐世保市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件

本市一般職職員の給料及び勤勉手当並びに特別職の期末手当について人事院勧告等に準拠した改定を行うもの

《改正内容》

(1) 佐世保市職員の給与に関する条例

① 行政職給料表及び医療職給料表について、初任給及び30歳台半ばまでの職員を基本とした給料月額引き上げ（行政職の平均改定額 436円・0.14%増）

（平成31年4月1日から適用）

② 勤勉手当の支給月数を年間で0.05月分引上げ

（期末・勤勉手当合計 4.45月分 → 4.5月分）

（令和元年12月1日から適用）

(2) 佐世保市長等の給与に関する条例の一部改正

(3) 佐世保市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

・期末手当の支給月数を年間で0.05月分引上げ

（期末手当合計 3.35月分 → 3.4月分）

（(2)(3)とも令和元年12月1日から適用）

（以上、総務部職員課）

第223号議案 佐世保市役所支所設置条例の一部改正の件

吉井支所及び鹿町支所の移転に伴い、それぞれの支所の位置を移転後の所在地に改めるもの

(市民生活部吉井支所・鹿町支所)

第224号議案 佐世保市立看護専門学校運営委員会条例制定の件

本市の附属機関として設置する佐世保市立看護専門学校運営委員会の組織及び運営に関する事項を定めるもの

第225号議案 佐世保市立看護専門学校条例の一部改正の件

大学等における修学の支援に関する法律による授業料等免除制度の創設に伴い、看護専門学校の授業料及び入学金の減免の規定を整備するもの

(以上、保健福祉部看護専門学校)

第226号議案 佐世保市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

社会福祉法の一部改正に伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるもの
(保健福祉部生活福祉課)

第227号議案 佐世保市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園に配置すべき職員の員数に算入することができる副園長及び教頭の資格要件に係る特例期間を5年間延長するもの

(子ども未来部子ども支援課)

第228号議案 佐世保市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正の件

早岐地区公民館花高体育室及び三川内地区公民館体育室において半面利用の料金を設定し、鹿町支所の鹿町地区公民館への移転に伴い同公民館の使用料の規定を整理するとともに、吉井地区公民館の吉井地区複合施設への移転に伴い同公民館の位置の変更及び使用料の改定を行うもの

(教育委員会社会教育課)

第229号議案 佐世保市宇久家畜診療所条例の一部改正の件

家畜共済制度の改正により診療費の自己負担割合が変更することに伴い、関係規定を整備するとともに、家畜診療業務の現状に鑑み、手数料の改定を行うもの

《主な改正内容》

- (1) 初診料も含めた診療費全体の1割が自己負担になることに伴い、共済が負担する部分を除いた額が自己負担となることを明確化
- (2) 鎮静術式の場合の去勢料の額を新設(4,000円)
- (3) 家畜診療所で実施しない事項の手数料を削除(除角料・削蹄料)

(農林水産部農業畜産課)

第230号議案 佐世保市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により特別職の任用及び臨時的任用が厳格化され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与に関する規定の整備などを行うもの

《主な改正内容》

- (1) フルタイム会計年度任用職員には、給料、各種手当及び退職手当を支給する。
- (2) パートタイム会計年度任用職員には、給料及び各種手当を支給する。

(水道局総務課)

2 一般議案 17件

第231号議案 佐世保市有財産減額譲渡の件

- (1) 財産の種類 土地（旧小佐々幼稚園の敷地）
- (2) 所在地・地積 小佐々町白ノ浦 84 番 16 6,796.00 m²
- (3) 譲渡予定価格 1,015 万円
- (4) 譲渡先 社会福祉法人叡智の会

第232号議案 佐世保市有財産無償譲渡の件

- (1) 財産の種類 建物（旧小佐々幼稚園の建物）
- (2) 構造・床面積 鉄筋コンクリート造・スレートぶき平家建 723.00 m²
木造スレートぶき平家建 13.20 m²
軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建 10.87 m²
- (3) 譲渡先 社会福祉法人叡智の会

(以上、子ども未来部子ども育成課)

第233号議案 佐世保市有財産無償譲渡の件

- (1) 財産の種類 建物（栗迎三区地区集会所の建物）
- (2) 構造・床面積 木造スレートぶき平家建 113.65 m²
- (3) 譲渡先 認可地縁団体栗迎三区

(市民生活部コミュニティ・協働推進課)

第234号議案 佐世保市有財産処分の件

- (1) 財産の種類 土地（吉井町御橋工業団地）
- (2) 所在地 吉井町橋川内 499 番 1 外 1 筆
- (3) 地積 6,158.31 m²
- (4) 処分価格 4,557 万 1,494 円
- (5) 処分先 八天工業株式会社

(企業立地推進局)

第235号議案 道路復旧工事負担命令取消等、損害賠償（本訴）（反訴）請求控訴事件に係る和解の件

令和元年5月9日に提起された道路復旧工事負担命令取消等、損害賠償（本訴）（反訴）請求控訴事件について、本市と相手方との間において、和解するもの

《事件の経緯》

平成 24 年 4 月 25 日に発生した市道赤崎循環線の崩落について、崩落の原因は隣接地でマンション建設の基礎を施工していた相手方（ナンコウ産業有限会社）において工事作業上の過失があったとして、仮設防護柵の設置費用等と道路内の水道管・下水道管の損害について、平成 26 年 5 月 28 日に本市が提訴した。

これに対して、相手方が平成 27 年 4 月 17 日に損害賠償請求について反訴し、平成 28 年 11 月 4 日には道路復旧工事費用負担命令の取消を求めて提訴したもの。

3 事件については、長崎地方裁判所により併合、審議され、平成 31 年 4 月 22 日に本市の主張が全面的に認められる内容の判決が言い渡されたが、令和元年 5 月 9 日に相手方が福岡高等裁判所に控訴したもの。

《請求の内容》

佐世保市の請求内容

- ①土木部の損害：仮設防護柵の設置費用等 385 万 7,511 円の損害賠償を請求する。
- ②水道局の損害：道路内の水道管・下水道管の損害等 1,104 万 3661 円の損害賠償を請求する。

相手方（ナンコウ産業有限会社）の請求内容

- ①マンション工事遅延による損害等 7,454 万 2,195 円の損害賠償を請求する。
- ②謝罪広告を新聞紙上に掲載するよう求める。
- ③佐世保市の道路復旧工事費用負担命令を取り消すよう求める。

《主な和解の内容》

- ①ナンコウ産業有限会社は、処分行政庁がナンコウ産業有限会社に対し平成 26 年 2 月 7 日付で行った道路復旧工事費用負担命令について、取消請求を放棄する。
- ②ナンコウ産業有限会社は、佐世保市に対し、土木部関係の請求にかかる和解金として 114 万 6,865 円の支払義務があることを認める。
- ③佐世保市（土木部関係）は、ナンコウ産業有限会社に対し、債権差押手続により受領した 351 万 1,781 円（供託利息を含む。）から和解金 114 万 6,865 円を差し引いた残金 236 万 4,916 円を、清算金として支払う。
- ④ナンコウ産業有限会社は、佐世保市に対し、水道局関係の請求にかかる和解金として 942 万 825 円の支払義務があることを認める。
- ⑤佐世保市（水道局関係）は、ナンコウ産業有限会社に対し、債権差押手続により受領した 1,005 万 5,909 円（供託利息を含む。）から和解金 942 万 825 円を差し引いた残金 63 万 5,084 円を、清算金として支払う。

第 236 号議案 市道の認定及び廃止の件

認定 9 路線、廃止 8 路線

（以上、土木部土木政策・管理課）

第 237 号議案 地方独立行政法人北松中央病院第 6 期中期目標の策定の件

地方独立行政法人法に基づき、令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間における北松中央病院の業務運営の目標を定めるもの

（保健福祉部医療政策課）

第 238 号議案 公有水面埋立てに関する意見の件

小佐々町楠泊地先の公有水面埋立てに関し、長崎県に対し支障がない旨の意見を述べるもの

(農林水産部水産課)

第239号議案から第247号議案まで 別紙「指定管理者指定議案一覧表」のとおり。

3 報告 1件

第21号報告 建物明渡等請求訴訟等の提起及び損害賠償の額の決定に係る市長専決処分報告の件

○訴えの提起 4件 (市営住宅関係)

(都市整備部住宅課)

○損害賠償の額の決定 4件

①市道の管理瑕疵 (2件)

・市道の管理瑕疵 (京坪町)

損害賠償額 95,803 円

・市道の管理瑕疵 (長尾町)

損害賠償額 198,484 円

(土木部土木政策・管理課)

②公用車事故 (1件)

・環境部公用車の事故 (稲荷町)

損害賠償額 158,624 円

(環境部廃棄物減量推進課)

③保証金の返還に係る事故 (1件)

損害賠償額 200,000 円

(農林水産部卸売市場管理事務所)